

◆羽生市建設工事における技術者の専任に関する取扱いQ&A

Q1	<p>平成25年2月5日付け国土交通省建設業課長の通知により、建設業法施行令第27条第2項の規定が緩和されたのか。また、平成26年2月3日付け国土交通省建設業課長の通知では何が改定されたのか。</p>
	<p>(A1) 緩和ではありません。建設業法施行令に規定される内容が明確化されたものです。</p> <p>&lt;建設業法施行令第27条第2項&gt; 「前項に規定する建設工事のうち密接な関係<sup>※1</sup>のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所<sup>※2</sup>において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」</p> <p><b>※1 平成25年2月5日付け国土交通省建設業課長の通知により明確化された内容</b> 「密接な工事」とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事。</p> <p><b>※2 平成26年2月3日付け国土交通省建設業課長の通知により改正</b> 工事の相互の間隔が5kmから10kmに改定</p> <p>これらの条件を満たす工事については、同一の専任の主任技術者が原則2件、兼務できることが明確化されました。</p>
Q2	<p>一体性や連続性、相互に調整を要する工事の判断はどのように行うのか。</p>
	<p>(A2) 国土交通省の通知に基づき、以下の事例に合致する者又はそれに類するものは「一体性」、「連続性」、「相互に調整を要する工事」として判断します。</p> <p>○工作物に「一体性」若しくは「連続性」が認められる工事 例)同一路線、同一河川、同一区画整理地内、同一公園内等で実施する工事 等</p> <p>○施工にあたり相互に調整を要する工事 例1) 工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの 例2) 工食用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの 例3) 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの 例4) 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要するもの 例5) 同時に複数箇所交通規制を行う複数工事で、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるもの 等</p>
Q3	<p>工事現場がいずれも羽生市内であれば、「近接した場所」とみなすのか。</p>
	<p>(A3) 平成26年2月3日付け国土交通省からの通知においては、「近接した場所」の定義を「相互の間隔が10km程度」としていますが、本市の市域(東西10.25km、南北6.71km)を踏まえ、工事現場がいずれも羽生市内であれば、「近接した場所」として取り扱うこととします。 しかし、工事現場が羽生市外である場合には、工事相互の間隔は、直線距離で10.0km以内であることが必要です。</p>
Q4	<p>国土交通省の通知では工事現場の相互の間隔が「10km程度」であるが、羽生市ではなぜ「10.0km以内」なのか。</p>
	<p>(A4) 主任技術者の兼務を認める要件は、落札候補者となった者の入札が無効になる可能性がある重要な要素です。そのため、直線距離を地図上で測定する誤差等も考慮しつつ、羽生市では10.0km以内とする明確な基準値を定めました。</p>

Q5	10.0kmは直線距離か、それとも移動する道路の距離(走行距離)か。
	(A5) 工事現場間の直線距離とします。
Q6	工事現場の相互の間隔とは、どのように計測した値か。
	(A6) 工事現場は「管理可能な一定のエリア(仮囲い等で仕切られた範囲)」であり、その最短距離と捉えます。仮囲いを行わない工事は、工作物間の最短距離とします。
Q7	兼務できる工事件数は原則2件だが、3件の工事を兼務することは可能か。
	(A7) 要領第5条のとおり、兼務できる工事件数は2件とします。 ただし、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工する場合は、これらの工事を1件として取り扱います。  【抜粋】国土交通省の監理技術者制度運用マニュアル 「下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合等、密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる(建設業法施行令27条第2項)。」としている。
Q8	羽生市発注工事同士の場合、すべてが主任技術者の兼務可能対象工事となるのか。
	(A8) いずれの工事も羽生市内であり、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり、相互に調整を要する工事については原則として兼務可能です。
Q9	羽生市発注工事を施行しているが、同一現場で施行される関連工事を特命随意契約で受注した。既に配置している専任の主任技術者(兼)現場代理人を、関連工事の技術者及び現場代理人として配置したいが、どのような手続きが必要か。
	(A9) 関連工事の配置予定技術者に関する書類を提出する際に、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」と「現場代理人の兼務届」を提出してください。提出先は、随意契約の場合、「工事担当課」となります。なお、本体工事及び関連工事の双方が4,000万円未満の場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」は不要です。(「現場代理人の兼務届」のみ提出)
Q10	専任の必要が無い請負代金額が4,000万円未満(建築一式では8,000万円未満)の工事と専任の必要がある請負代金額4,000万円以上(建築一式工事では8,000万円以上)の工事を兼務することは可能か。
	(A10) 兼務することは可能です。 専任の主任技術者を配置する必要がない4,000万円未満の工事と専任で主任技術者を配置する必要がある4,000万円以上の工事の兼務は、兼務する要件(要領第3条)を満たす工事であれば可能となります。 ただし、同一の主任技術者が兼務できる工事の数は原則2件です。

Q11	兼務の対象として、他自治体発注工事や民間工事も含まれるのか。
	(A11) 建設業法の趣旨からも他自治体発注工事や民間工事も含まれます。 ただし、それぞれの工事発注者が兼務を認めることが前提となるほか、工事内容等を契約書等で明確に確認できることが必要となります。
Q12	コリンズで兼務を確認できなかった場合(国、埼玉県、隣接市及び民間工事を含む)はどのように対応するのか。
	(A12) 兼務届出書とともに契約書や工事内容、兼務を希望する主任技術者の他工事の配置状況が分かる書類を提示してもらいます。
Q13	「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の提出後、主任技術者の兼務を調査したところ、既に監理技術者として配置されていることが分かった。どのように取扱うのか。
	(A13) 監理技術者の兼務は認められておりません。このため、落札候補者である時点では、その者が行った入札は無効になります。
Q14	「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の提出後、主任技術者の兼務を調査したところ、既に監理技術者として配置されていることが分かった。どのように取扱うのか。
	(A14) 監理技術者の兼務は認められておりません。このため、落札候補者である時点では、その者が行った入札は無効になります。ただし、要件を満たす他の主任技術者が兼務を希望する場合は、再度「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出してください。
Q15	「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出したが、提出後、既に2件の工事を兼務する専任の主任技術者であったことが判明した。どのように取り扱うか。
	(A15) 兼務できる件数については、Q7の回答のとおりです。 主任技術者として他に配置可能な技術者がいないかを確認してください。 要件を満たす主任技術者が兼務を希望する場合は、再度「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出してください。
Q16	既に従事している工事と同一現場の工事を兼務する場合も、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」が必要なのか。
	(A16) 必要です。 既に従事している工事と施工区間が同一の工事(例:道路工事を受注している場合で、新たに同一箇所の下水道工事を受注する場合等)であっても、専任の主任技術者を配置している場合(いずれかの工事の契約金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の場合)は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の提出が必要となります。

Q17	<p>「専任を要する主任技術者の兼務届出書」は、新たに配置予定となる工事の発注者にのみ提出する者か。</p>
	<p>(A17)  「専任を要する主任技術者の兼務届出書」は、落札候補者となった時点で新たに配置予定の工事となる発注者へ提出するものです。これに併せ、既に配置されている工事の発注者に対して、その写しを提出してください。  また、既に羽生市発注工事を受注し、新たに国、他自治体発注工事の落札候補者となった場合、その時点で羽生市の工事担当課へ「専任を要する主任技術者の兼務届出書」の写しを提出する必要があります。  なお、兼務する工事の発注機関が同一であっても、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」はそれぞれの工事に対する関係書類として提出する必要があります。  ※2件の工事を兼務する場合、既に配置されている工事の発注貴課の予備新たに配置する工事の発注機関それぞれの内諾を得る必要があります。</p>
Q18	<p>専任を要しない工事の兼任に関し、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」は必要か。</p>
	<p>(A18)  不要です。  従事する工事がいずれも契約金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満であれば、従事に際しての「専任を要する主任技術者の兼務届出書」は不要です。</p>
Q19	<p>兼務を認められない工事はあるのか。</p>
	<p>(A19)  兼務する要件(要領第3条)を満たしていない工事や既に2件の工事を兼務しており専任の期間内である場合、重要構造物の工事等、発注機関が兼務を認めない工事は兼務できません。  また、すでに受注している工事の発注機関が兼務を認めない場合も兼務できません。  これらの場合、請負代金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事では、他の専任の主任技術者を配置する必要があります。  他の技術者を配置できない場合や兼務する要件(要領第3条)を満たしていない場合は、落札候補者となっている入札が無効となります。</p>
Q20	<p>兼務している2件の工事の下請契約の請負代金の合計額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)を超えてしまった。専任を要する監理技術者へ変更しなければならないのか。</p>
	<p>(A20)  専任を要する同一の主任技術者が兼務する工事ではそれぞれの工事の下請契約の請負代金額を合計する必要はありません。ただし、兼務するいずれかの工事の下請契約の請負代金額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)を超えた場合、専任を要する監理技術者に途中変更しなければなりません。</p>

Q21

兼務している一方の工事が、専任を要する監理技術者へ変更しなければならなくなった場合、どのように取扱うか。

(A21)

兼務している工事の一方が、やむを得ない事情により専任を要する監理技術者に途中変更が必要となった場合は、途中交代を認めます。(要領第7条) 主任  
技術者と監理技術者の兼務は認められていません。そのため、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保され、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められる新たな主任技術者の配置が必要となります。  
受注者の事情により、交代前後における実者の技術力が同等以上に確保される新たな主任技術者を配置することが認められない場合、発注者は羽生市建設工事請負契約約款第48条に基づき契約を解除することができます。

Q22

「営業所における専任の技術者」について、専任の必要のない請負代金額4,000万円(8,000万円)未満の工事の技術者に配置することは可能か。

(A22)

要件を満たす場合に限り可能です。  
建設業法第7条第2号又は第15条第2号においては、建設業の許可要件として建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならんとされており、この営業所における専任の技術者については、営業所に常駐して専らその職務に従事することを要する者とされており、したがって、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。  
ただし、「営業所における専任の技術者の取扱いについて(平成15年4月21日国総健第18号)」において、営業所における専任の技術者が工事現場に配置できる特例要件が規定されています。

その要件とは

1. この営業所において請負契約が締結された建設工事
  2. 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、この営業所との間での常時連絡をとりうる体制にあること。
  3. この工事現場に配置する技術者は、専任を要しない主任技術者又は監理技術者(請負金額4,000万円(建築一式工事では8,000万円)未満)であること。
  4. 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- とされています。

これを受け、本市においては「近隣」とは、この営業所と工事現場が羽生市内の場合とし、上記特例要件を満たした場合、営業所における専任の技術者を工事現場に配置することを認めることとします。

Q23

「営業所における専任の技術者」について、専任の必要がある請負代金額4,000万円(建築一式工事8,000万円)以上の工事の技術者に配置することは可能か。

(A23)

できません。

平成15年4月21日付け国総健第18号より、「営業所における専任の技術者」は「建設業法第26条第3項に規定する専任を要するものを除く」とあるため、専任性のある工事の技術者になることはできません。